

議 案 説 明 資 料

【 目 次 】

- ・ **議案第 5 0 号**（議案書 1 5 ページ）
フェリーターミナルビル新築建築主体工事請負契約の締結について p. 1
- ・ **議案第 5 5 号**（議案書 2 9 ページ）
八幡浜市家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について p. 9
- ・ **議案第 6 3 号**（議案書 5 7 ページ）
八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の制定について p. 10
- ・ **議案第 6 4 号**（議案書 8 3 ページ）
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について p. 13

令和元年 9 月
(令和元年 9 月 1 0 日提出)

件 名	フェリーターミナルビル新築建築主体工事請負契約の締結について
担 当 課	総務企画部 財政課
根拠法令等	・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 2 条

【概要】

1. 工事番号 01 港建委第 40 号-1
2. 工事名称 フェリーターミナルビル新築建築主体工事
3. 工事期間 令和元年 月 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日
4. 予定価格 884,202,480 円（内消費税等 65,496,480 円）
5. 請負金額 861,840,000 円（内消費税等 63,840,000 円）
6. 請負業者 堀田建設株式会社
7. 施工場所 八幡浜市沖新田地区
8. 工事概要 フェリーターミナルビル新築工事のうち、建築主体工事を実施する。

（構造規模）鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 4 階建 延床面積 2,892.88m²
（工事内容）新築工事（建築主体工事）
（主要室名）1 階 フェリー会社発券事務所 170m²、売店 45m²
旅客待合ロビー 194m²、乗船手続きロビー 222m²
2 階 フェリー会社事務所 300m²、レストラン 293m²
3 階 フェリー会社等事務所 412m²
4 階 展望ロビー 106m²、防災資材倉庫 18m²
9. 全体工事（参考）

（建築主体工事）	堀田建設(株)	861,840,000 円
（電気設備工事）	〇〇〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円（別途発注）
（機械設備工事）	〇〇〇〇〇	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円（別途発注）
計		〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

入札執行担当課 財政課

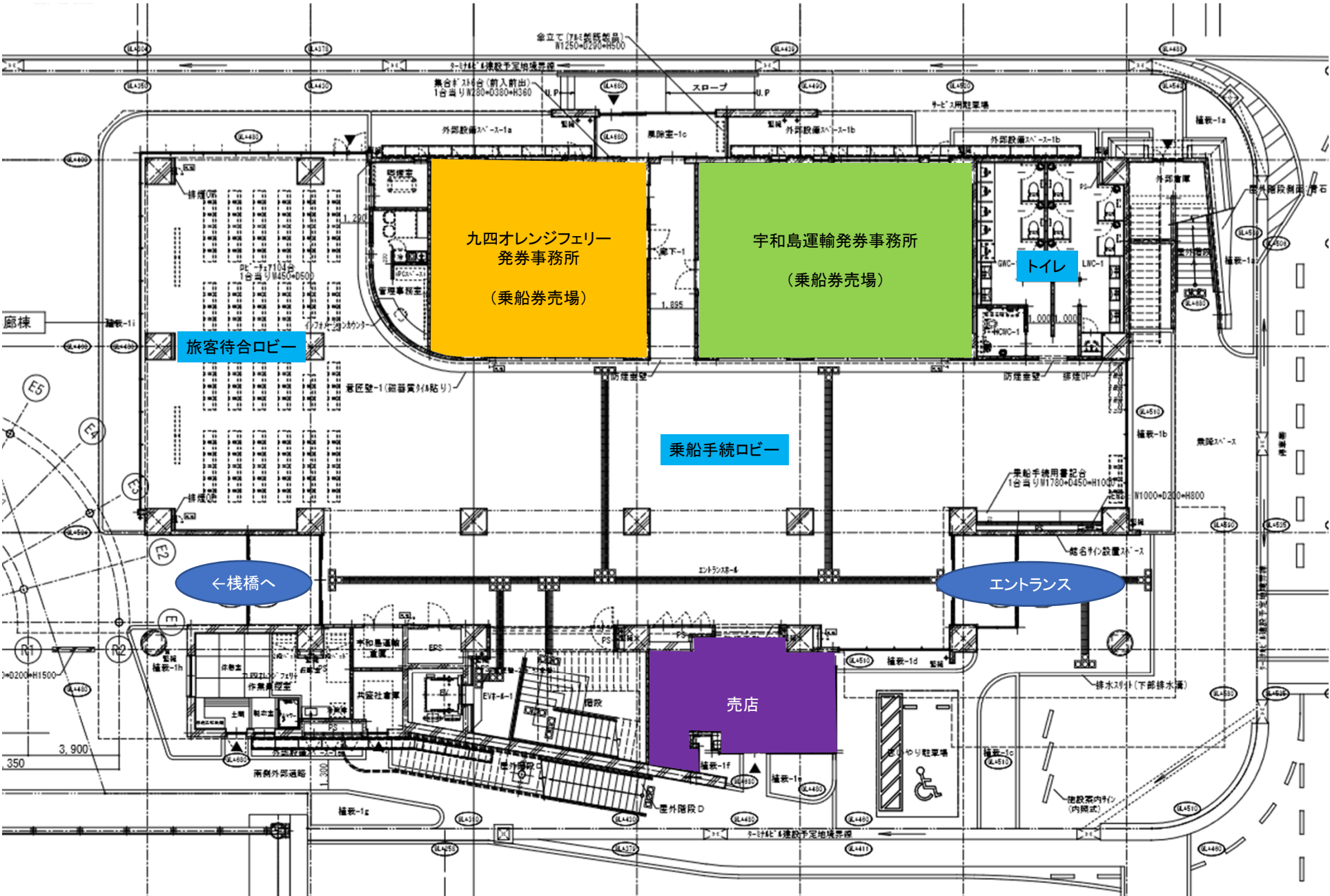
他

上記金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が会計法規上の申込みに係る価格である。

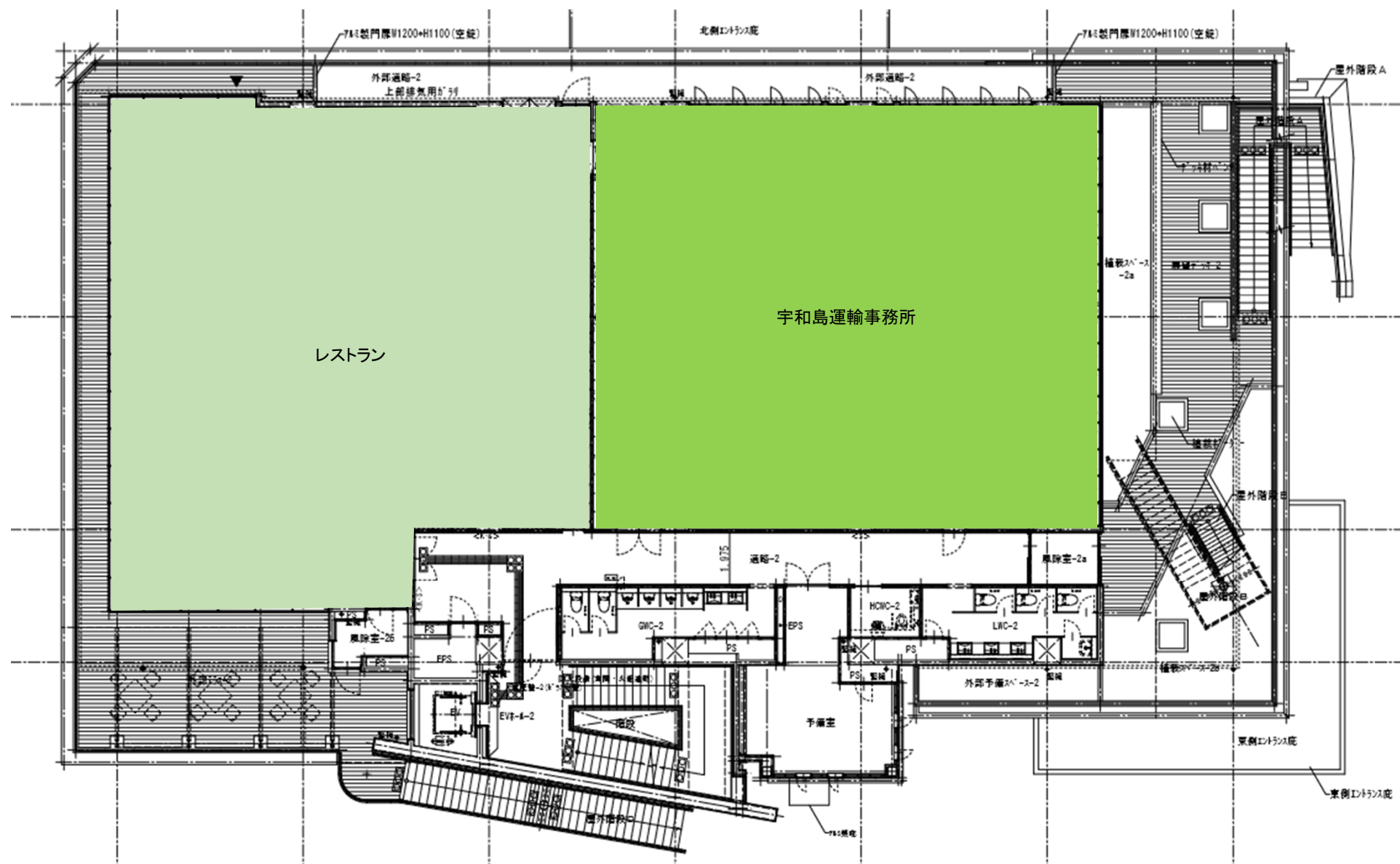
全体配置図



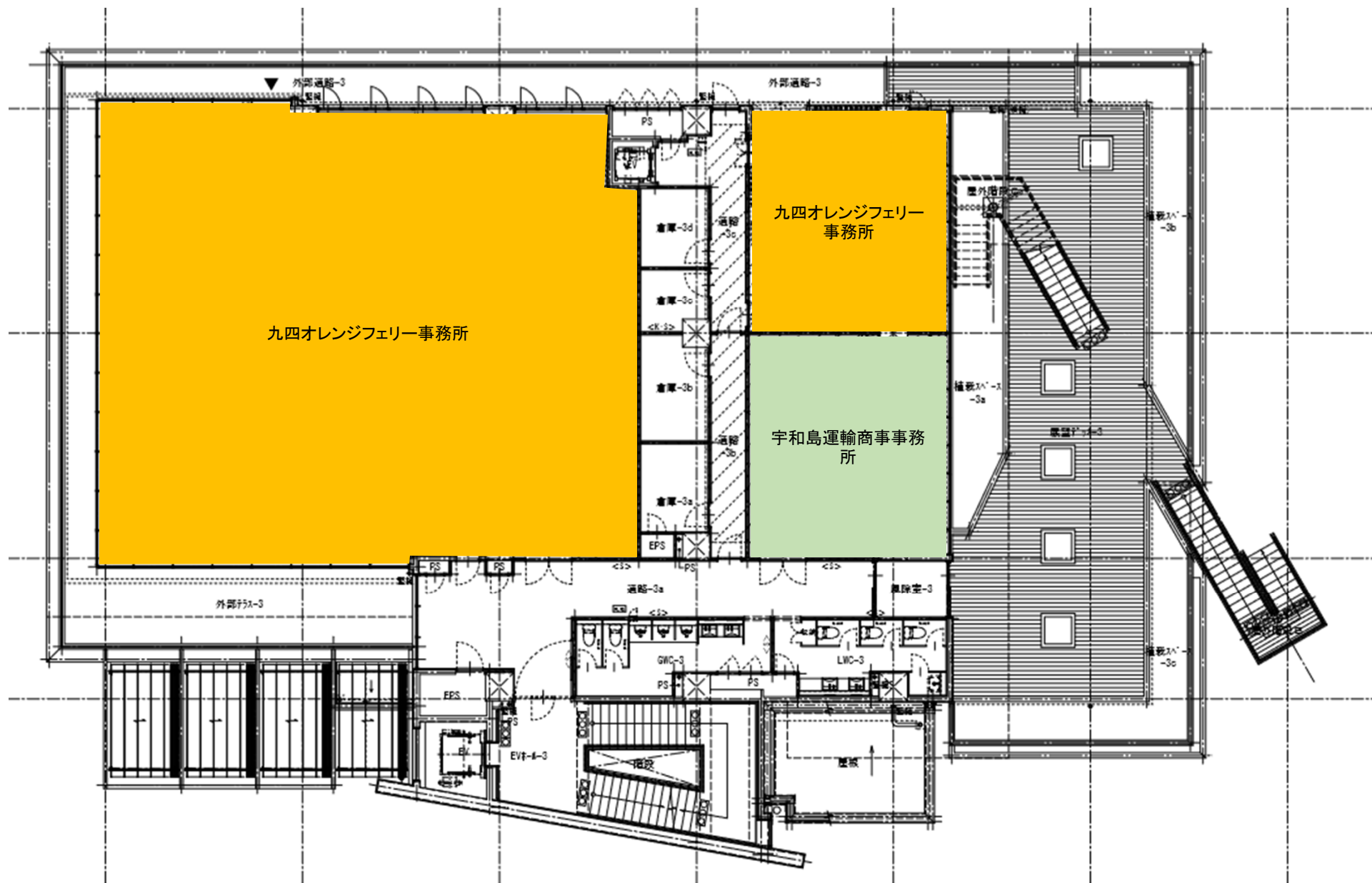
ターミナルビル 1階平面図



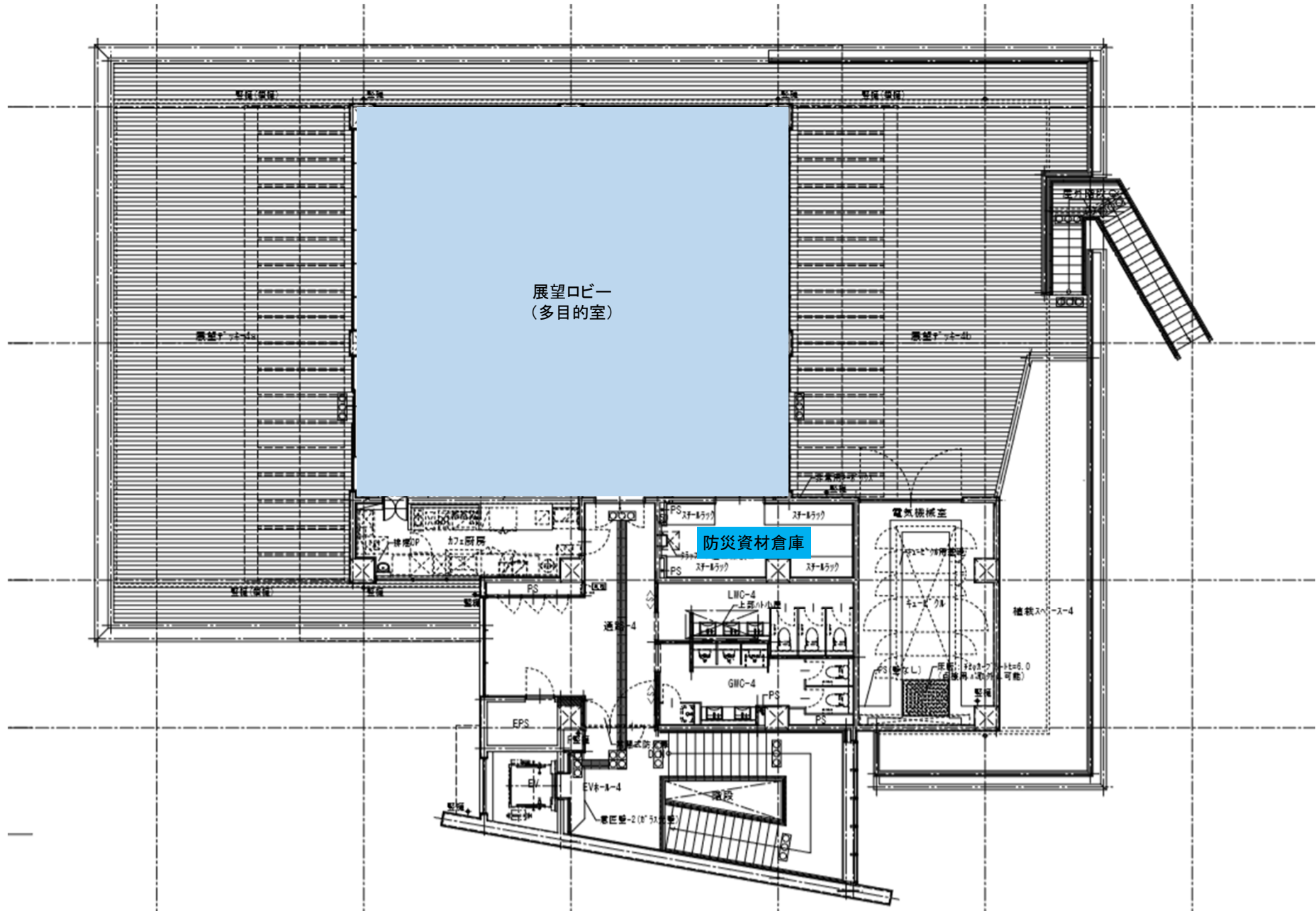
ターミナルビル 2階平面図



ターミナルビル 3階平面図



ターミナルビル 4階平面図



完成予想図



八幡浜港フェリーターミナルビル完成予想図

件 名	八幡浜市家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	市民福祉部 子育て支援課
根拠法令等	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）
施 行 日	公布の日

【改正の概要】

1. 連携施設の確保に関する改正（第 6 条・第 45 条関係）

（改正前）卒園後の受け皿の設定を連携施設に限定。

↓

（改正後）

- 連携施設の確保が困難な場合、入所定員が 20 人以上である「企業主導型保育事業」「地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設」からの確保も認める。
- 満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業において、市長が認める場合は、卒園後の受け皿となる連携施設の確保を不要とする。

2. 連携施設の確保の経過措置に関する改正（附則第 3 条関係）

（改正前）連携施設の確保が困難な場合、制度の施行から 5 年間は、連携施設の確保をしないことができる。

↓

（改正後）経過措置の期間を「5 年間」から「10 年間」に延長する。

3. 食事の提供の経過措置に関する改正（附則第 2 条関係）

家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）における食事の提供については、自園調理を基本とした上で、連携施設からの外部搬入を認めているが、新制度の移行前から家庭的保育事業を行う事業者については、自園調理・外部搬入を行うまでに猶予期間を設けている。

（改正前）新制度の施行から 5 年間。

↓

ただし、家庭的保育者の居宅で家庭的保育事業を行う場合は、10 年間。
（改正後）家庭的保育者の居宅以外で家庭的保育事業を行う場合も「10 年間」に延長する。

【用語説明】

○家庭的保育事業等

事業名	事業主体	保育実施場所等	認可定員	対象年齢
家庭的保育事業	市町村・民間事業者等	保育者の居宅・施設等	1～5 人	原則 0 歳～2 歳
小規模保育事業	市町村・民間事業者等	保育者の居宅・施設等	6～19 人	
事業所内保育事業	市町村・民間事業者等	事業所等 （従業員の子ども+地域枠）	19 人以下 20 人以上	
居宅訪問型保育事業	市町村・民間事業者等	保育を必要とする子どもの居宅	1～5 人	

※市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象として財政支援の仕組みを共通化

○連携施設

家庭的保育事業者と連携・協力を行う保育所、幼稚園及び認定子ども園のこと

○企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設

○自園調理

当該家庭的保育事業所等内で調理する方法

件 名	八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
担 当 課	総務企画部 総務課
施 行 日	令和2年4月1日

会計年度任用職員制度移行に伴う変更点

改正前(現行)

臨時的任用職員【地公法第 22 条】	
対象	事務補助職員、保育士等
任期	6ヶ月更新で2年、再度の任用でさらに2年(一部例外あり)
地公法適用	あり
給付	賃金、割増賃金、時間外・休日割増賃金、通勤費
社会保険	勤務時間等により、厚生年金、健康保険、雇用保険を適用

特別職非常勤職員【地公法第 3 条 3 項 3 号】	
対象	専門的な知識、技能、経験が必要とする職
任期	規定なし
地公法適用	なし
給付	報酬、割増報酬、通勤費
社会保険	勤務時間等により、厚生年金、健康保険、雇用保険を適用

改正後

会計年度任用職員【新地公法第 22 条の 2】	
①フルタイムの会計年度任用職員	
対象	一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職で、一週間あたりの勤務時間が常勤職員と同一のもの
任期	一会計年度内(再度の任用あり)
地公法適用	あり
給付	給料、通勤手当、 <u>特殊勤務手当</u> 、 <u>地域手当</u> 、時間外勤務手当、休日勤務手当、 <u>夜間勤務手当</u> 、 <u>宿日直手当</u> 、 <u>期末手当</u>
社会保険	地方公務員共済制度
②パートタイムの会計年度任用職員	
対象	一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職で、一週間あたりの勤務時間が常勤職員と比し短い時間であるもの
任期	一会計年度内(再度の任用あり)
地公法適用	あり(ただし、営利企業への従事等の制限はなし)
給付	報酬及び <u>特殊勤務</u> 、時間外勤務、休日勤務、 <u>夜間勤務に係る報酬</u> 、 <u>期末手当</u> 、通勤に係る費用弁償
社会保険	勤務時間等により、厚生年金、健康保険、雇用保険を適用

※条例の対象は給付のみ

【各条説明】

フルタイムの会計年度任用職員		パートタイムの会計年度任用職員	
条文		条文	
第 1 条(趣旨)	根拠法令等について		
第 2 条(定義)	フルタイム、パートタイムについての定義		
第 3 条(給与)	給料、通勤手当、特殊勤務手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当		報酬、期末手当
第 4 条 (給料表)	行政職給料表、医療職給料表(二)(三) ……別表第 1、2	第 19 条 (報酬)	月額、日額、時間額それぞれの報酬の算定方法について規定 報酬の基となる「基準月額」については、左記第 4 条～第 6 条の規定を適用
第 5 条 (職務の級)	職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、職務の級に分類 等級別基準職務表 ……別表第 3		
第 6 条(号給)	号給は市長が規則で定める基準に従い、任命権者が決定		
第 7 条 (給料の支給)	給料の支給日について、職員給与条例に準用するよう規定	第 26 条 (報酬の支給)	支給日は市長が規則で定め、勤務実績に応じて支給
第 8 条 (通勤手当)	職員の給与条例を準用	第 29 条 (通勤に係る費用弁償)	同左
第 9 条 (特殊勤務手当)	職員の特殊勤務手当条例の定めるところによる	第 20 条 (特殊勤務に係る報酬)	同左
第 10 条 (地域手当)	職員の給与条例を準用		
第 11 条 (時間外勤務手当)	職員の給与条例を準用	第 21 条 (時間外勤務に係る報酬)	同左
第 12 条 (休日勤務手当)	職員の給与条例を準用	第 22 条 (休日勤務に係る報酬)	同左
第 13 条 (夜間勤務手当)	職員の給与条例を準用	第 23 条 (夜間勤務に係る報酬)	同左
第 14 条 (宿日直手当)	職員の給与条例を準用		
第 15 条 (端数処理)	勤務 1 時間当たりの給与額及び時間外勤務手当等に端数処理	第 24 条 (報酬の端数処理)	同左
第 16 条 (期末手当)	任期が 6 月以上である者や、1 会計年度内の任期の合計が 6 月以上等の職員に、職員の給与条例に準じて期末手当を支給	第 25 条 (期末手当)	同左 ただし、1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として、市長が規則で定めるものは支給対象外
第 17 条 (勤務 1 時間当たりの給与額の算出)	職員の算定方法を準用	第 27 条 (勤務 1 時間当たりの報酬額)	月額支給については、同左 日額、時間額支給については第 19 条の規定により計算した額

第 18 条 (給与の減額)	勤務時間中に勤務しないときは、前条 の勤務 1 時間あたりの給与額を減額	第 28 条 (報酬の減額)	同左
		第 30 条 (旅行に係る 費用弁償)	旅行に係る費用弁償を支給する 規定(職員の旅費条例を準用)
第 31 条 (給与からの控除)	職員の給与条例を準用(各種掛金や保険料等を給料から控除できるよう規定)		
第 32 条 (特例条項)	職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める者の給与については、任命権者が別に 定めるよう規定		
第 33 条 (委任)	条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるよう規定		

件 名	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
担 当 課	総務企画部 総務課
施 行 日	令和2年4月1日

【関係条例一覧】

	条 例 名	主 な 改 正 内 容
第1条	八幡浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	人事行政の運営の状況の報告対象に、フルタイムの会計年度任用職員を含める。
第2条	八幡浜市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例	会計年度任用職員の休職の期間については、任命権者が定める任期の範囲内とする。（正職員については3年を超えない範囲内）
第3条	八幡浜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	減給の対象を「給料」だけでなく、パートタイムの会計年度任用職員に支給する「報酬」についても対象とする。
第4条	外国の地方公共団体の機関等に派遣される八幡浜市職員の処遇等に関する条例	引用する条項の改正など。
第5条	八幡浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	引用する条項の改正など。
第6条	八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については別に規則で定める。
第7条	八幡浜市職員の育児休業等に関する条例	育児休業をした職員の期末手当の支給及び復帰後の号給の調整をする対象から、会計年度任用職員を除く。
第8条	八幡浜市職員の給与に関する条例	会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。
第9条	八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例	会計年度任用職員の給与に関する規定を設ける。
第10条	八幡浜市職員退職手当支給条例	退職手当の支給の対象からパートタイムの会計年度任用職員を除く。
第11条	八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例	会計年度任用職員の給与に関する規定を設ける。